

日程第1 一般質問

2番 飯島 寛

（1）高齢者医療について

（2）人口減少について

4番 鈴木 絹子

（1）中川村消防団の入団者を増やし、元気に活動するために

（2）人口減少・高齢化の村における地域公共交通の在り方と自治体の役割は

1番 片桐 邦俊

（1）村長公約の農業の振興について

（2）JA上伊那組織・施設再編案について

出席議員（10名）

1番	片桐 邦俊
2番	飯島 寛
3番	松澤 文昭
4番	大原 孝芳
5番	松村 利宏
6番	中塚 礼次郎
7番	桂川 雅信
8番	柳生 仁
9番	鈴木 絹子
10番	山崎 啓造

説明のために参加した者

村長	宮下 健彦	副村長	富永 和夫
教育長	下平 達朗	総務課長	中平 仁司
会計管理者	半崎 節子	住民税務課長	村澤 ゆかり
保健福祉課長	菅沼 元臣	振興課長	松村 恵介
建設水道課長	小林 好彦	教育次長	松澤 広志

職務のために参加した者

議会事務局長	井原 伸子
書記	座光寺 てるこ

# 平成31年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成31年3月8日 午前9時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 飯島寛議員。

○2番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問いたします。

質問1「高齢者医療について」。

私は、昨年10月から中川村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員に任命され、委員会の末席を汚しております。

私は長いこと健保組合に加入していて、健保組合では毎年財務状況が開示されており、組合の運営状況がつぶさに把握できました。

国民健康保険に加盟して、変更ほどなくこの委員に任命されましたので、いきなり国民健康保険の財務運営主体がこれまでの市町村から県に移行するなんていうことや、後期高齢者支援金の加算・減算制度などなど耳新しい言葉が出てきて戸惑っているのが状況でございます。こんな状況で、委員の私にとって、恥ずかしながら、国民健康保険事業給付金、標準保険料加算率算定結果などなど聞いても、市町村の給付金は前年度減少している「ああ、それはいいことだ。」程度にしか理解できない状況にあります。こうした状況を踏まえたとき、少子高齢化時代を迎えた中川村は、一体どのような後期高齢者医療の状況にあるのか不安に駆られて質問をするものでございます。

中川村では、平成30年に中川村高齢者福祉計画並びに第7期介護保険事業計画を策定し、介護保険の運営や高齢者施策の重要課題に対し取り組むべき施策を明らかにするものであるとしています。この中で、高齢者福祉施策として日常生活の支援、住まいに関する支援、外出・社会参加の支援、経済的な支援としています。また、少子高齢化を反映してか、この事業計画の高齢者人口の現状と今後の推計では、来年2020年の中川村の総人口予想は4,639人で、5年間で400人、年80人ずつ減少する予想となっています。さらに、高齢化率では2015年は31.87%だったものが2020年度予想では36.62%と予想しており、4.75%の上昇と予想されています。これがひとり暮らし高齢者と高齢者世帯の増加となり、さらに要介護、要支援の増加にもつながり、最終的には高齢者福祉施策の充実を求められることはご承知のとおりです。

村内移住者がはかばかしく進展しない状況下にあっては、人口増加策と高齢化対策

が施策の双璧をなすことは言うまでもありません。

平成31年度予算については、村長公約の実現として要介護、要支援者、障害者を地域で支える事業を進めるとしており、予算案の概要では福祉、保健、医療の充実を挙げています。

本年度予算の、本年度です、歳出の内訳で後期高齢者医療運営事業を見ますと768万1,000円の減額修正で、内訳は医療給付費負担が763万4,000円の減少、健診業務が9万8,000円の減少となっています。

以上から考察しますと、高齢化対策の重要性は認識しているものの、今年度予算での高齢者憩いの家給水ポンプ取りかえ工事やら、来年度予算ではいわゆる荘のボイラー改修工事等が目につくだけで、その他は従前どおりとしている感があり、遺留給付負担金が763万4,000円の減という状況からも、喫緊課題である老人医療対策は、これまでの方策を踏襲しているに過ぎず、新たな方策を講じ具体化させようとしているようには思えません。

冒頭で申し上げたとおり、国民健康保険事業における後期高齢者への支援状況の実情を明確にし、もし不十分な点があれば、この改善策として他市町村の模倣でも構いませんので、高齢化率が37%になる中川村は高齢化対策として新たにこんなことにチャレンジしていますといった前向きな姿勢を示し、具体策を講じるよう願うものです。

村としてのお考えをお聞きます。

○保健福祉課長

後期高齢者の医療費は、県の広域連合が一括管理運営をしており、県全体の医療費を市町村ごとの後期高齢者数や過去の医療費実績等を基準に各市町村の負担金が示されています。

今回の医療給付費負担金の減額補正、先ほど議員さんおっしゃいましたように768万1,000円は、平成29年度の精算によるものです。中川村の平成29年度の後期高齢者1人当たりの医療費は77市町村中68位と低く抑えられていて、負担金の減額につながったものと思われまます。

寿命の延びや医学の進歩などで年々医療費は増加傾向にあります。村としては、増え続ける医療費の伸びを少しでも抑えて、健康な生活を送っていただくために、特に現在の医療制度になった平成20年度から病気の重症化予防に取り組んでいます。医療費が少なく抑えられているのは、その成果とも言えます。今後も継続をしていきます。

高齢期の健康状態は若いころからの生活習慣が大きく影響するため、まずは多くの方に健診を受診していただき、若い年代からの生活習慣病予防に重点的に取り組んでいます。

介護予防については、高齢者福祉係、それから地域包括支援センターを中心に介護保険事業計画に沿って取り組みを実施していくとともに、若い年代からの介護予防のための総合事業にも取り組んでいます。

地域包括支援センターについては、開設当時、臨職を含め3人でスタートしましたが、その後、ケアマネージャー、それから社会福祉士、それから生活支援コーディネー

ターを配置して、現在は6人で取り組んでおります。

そのほかでは、高齢者が元気で社会生活を送れるように、社協ではいきいきサロンとか縁が輪喫茶を開催しています。

いずれにしても、できるだけ医療が必要にならないように、寝たきりにならないように予防に取り組んでいくことが重要です。今後も関係機関と連携を密にして、住民の皆さんのご意見を取り入れながら取り組んでいきます。

○2 番 (飯島 寛) 今お聞きしますと、相当いろんなことに取り組んでいるけれども、私もそろそろそちらのほうへ入る、足を突っ込むわけですけれども、どんなことをやっていて、どんなことにしているんだってということが十分理解されていない面が多々あるかと思しますので、今後そうしたことをもっともっと住民の皆さん、お年寄りの皆さんに広く知らしめていただきたいと思います。

私ごとで恐縮ですが、いきいきサロンなんかはうちの妻たちも大いに参加してやっておりますので、そうしたことを、こんなにやっているんですよっていうことを一般の若い人たちにも十分知らしめていっていただきたいというふうに思っております。

例えば先ほど健康診断の話が出てきましたけれども、若いときからそれを受けていってほしいということで、中川村でもまだまだ100%に満たないというような、受診率は低いというような話を聞いておりますけれども、聞くところによりますと、高齢者の検査項目が一般の人たちより少ないってというようなことがちょっと聞かれましたので、「これから高齢者を一生懸命手厚くあれしていくのに何で少ないんだ。」というようなことをちょっと不思議がるお年寄りもいましたので、その辺のことについても、どんなふうに考えておられるのか、ご意見をお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 検査項目についてのご質問と思いますが、さきの健康福祉大会の講師の話にもありましたように、年代に応じた病気予防というのが必要です。

後期高齢者につきましては、高齢者の特性を踏まえてフレイル予防、いわゆる虚弱予防に必要な項目を設定しまして、後期高齢者については実施しております。ですので、若い年代に比べてお年寄りの項目というのが少ないという形はありますが、主に重点的に虚弱予防を重点に取り組んでいるということです。

○2 番 (飯島 寛) なぜこんな質問をされましたかといいますと、私もいろいろ体、健康ではございませんので、診療を受けているわけですけれども、ちなみに診療所へ行きますと、お年寄りと小さい子どもしかいません。それが、もう順番を待って健診へかかっているわけなんで、そうした実態と見たときに、年寄りの人たちは、これだけいろいろなことをしてくれているのに、まだまだこれだけ医療について自分の健康に不安を持っているのかなあということになりませんでしたので、老婆心ながら質問した次第でございます。

続きまして2番目の質問「人口減少について」お尋ねいたします。

中川村の人口は、質問1のとおり、来年2020年の総人口予想は4,639人で、5年間で400人、年80人ずつ減少している予想となっております。

先日、保育所運営審議会では、児童数の減少が著しい旨の報告があり、特に南向地

区では減少が大きく、再来年2021年以降の東小学校の入学児童は10人台となつてしまい、片桐でも追ってそういう状況になるという報告がありました。

村内は高齢化が進んでおり、さらに少子化も進んでおります。人口減少の歯どめ策は新たな移住策の構築しかありません。

最近、県内市町村別移住者の報道がありましたが、上伊那郡下及び近隣市町村では箕輪町が1,000人超、南箕輪村が700人超の移住があったと報道をされました。数字に誤りがあればおわびしますが、いずれにしても、この2町村が突出しているとのことで、その要因は、諏訪地方と上伊那北部の製造業や鉱工業の集積地であって、容易に転入しても働き口があるということからだろうというふうな予想が報じられておりました。

当然、中川村には、製造業がないわけではないんですが、大きな製造業はなくて、先ほど挙がりました箕輪町や南箕輪村への通勤には時間がかかり、1時間越えちゃいますから、ベッドタウンとしてはなり得ないという結論が導き出されます。

村では、村内移住策としてお試しシェアオフィス、お試し住宅、若者向け村営住宅や各種補助策を講じてきていますが、利用はあるものの、まだ目立った成果には至っておりません。

他方、150万円だったんでしょうか、農業の収納補助金制度もあるというふうにお聞きしていますが、これが就農目的での移住者増加に大きく貢献しているというふうにも言えないと思います。

こうした十分な成果が得られていない状況をどのように認識し、分析しているのか、お尋ねいたします。

○村 長 南箕輪や箕輪町のようなベッドタウンにはなり得ないというふうにも私は思っております。

ただ、道路整備が非常に進んでおりますので、駒ヶ根市や飯田市にはほどほどの距離にあるってことは議員も御存じかと思っております。

したがって、ベッドタウンとしての発展は望めないにしても、景観のよさと安い地価、距離感、通うには適度な距離感ということではありますが、そういう場所としての呼び込む条件はあるだろうというふうに思っております。

お試しシェアオフィスの活用は、これからの期待をするところでもありますけれども、同時に、やはり都会に対して売り込んでいく必要もあるだろうと思っております。何回も申し上げておりますけれども、なぜ中川村で起業するのか、この点をやはり追及をして、この地に目を向けられていくこと、これが必要だと思っております。

お試し住宅につきましても、希望者が殺到をしているというわけではありませんけれども、抽選の上ではありました。2戸にお試しの入居、使用入居が決まったところでもあります。

また、小平分譲地の宣伝も、これから県外に広めていく必要があるというふうに思っております。

若者の専用住宅につきましては、対象が32戸あるわけでありまして、前もお尋ねが

あったときにお答えをいたしました。今は全て入居の状態でございます。抽選に漏れて他町村に行った方につきましては、今のところ聞いてはいないということでございます。

そんなことで、状況につきましては、議員おっしゃるとおりかと思えますけれども、農業の関係につきましても、この村は農業を中心に、どうしても起業——起業っていうか、新規就農したいという若者もそれなりにいるわけでありまして、例えば、先ほどお話がありました農業を始めた若者に対して交付される農業次世代人材投資事業、1人150万円っていうことでございますけれども、平成26年度には就農が2人、27年には2人、28年には3人、30年には2人っていうことで、5年間ずつ、5年間で終わるわけでございますが、これが新規就農の支援として受けております。これらの皆さん、Iターン者、Uターン者を含めてでございますが、これらの農業目的の移住者は、人口4,900人の村とすれば決して少ない人数ではないだろうと、ただ、彼らの経営耕地面積の合計からすれば、かなりの比重を占めているとまでは、ちょっと到底言い切れないだろうというふうなことであります。

こんなことで、私どもとしては、移住、定住については、まだまだ緒についたばかりという、こういう分析をしておるところでございます。

○2 番 (飯島 寛) 私が申し上げているのは、こうした施策が無意味だということを申し上げているわけではございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、小学校の入学者数から推計しますと、相当加速していくと、人口減少がというところで、1人2人集めてみてもどうなることかというのを非常に危惧するための質問でございますので、そのようにご理解いただければ助かります。

質問を続けます。

先般、農業委員会と議会との意見交換会が開催されましたが、遊休荒廃地対策が大きなテーマとなりました。報告は別途行われますが、就農者の高齢化と後継者問題が大きな要因かと思われます。

こうした背景を背負い、本年1月に議会運営委員会は群馬県上野村に行政研修視察に行きました。このことは6番議員からも若干の報告がありましたので、つけ添えますが、上野村は群馬県で最も小さな自治体で、人口は昭和30年には5,000人だったのが現在1,200人を切るという状況となっております。しかも、このうち移住者は232人と村の人口の19.46%です。研修参加者は、全員が中川村のほうが絶対住みよいと感じました。それはなぜかといいますと、狭い谷合いで、農地などほとんどなく、交通の便は非常に悪く、主立った仕事は林業くらいしかない、秘境とも言えるようなへんぴな山奥に、なぜ人口の2割を占める人たちが移住したのか、大きな疑問を持ちました。

上野村では、平成当初から移住促進のために次の3つを中心に移住策を講じてきたとのこと。1、あらかじめ就業先を特定する。2、移住者用の村営住宅を完備する。3、移住促進のため転入後の生活支援策を講ずる。これらの移住策を講じ、この

定住に注力してきた結果、このような成果が得られたとの説明がありました。

驚いたことに、この説明をしてくれたのは振興課長と、きのう、この前もへんぴな村で曾爾村とか振興課があるというような話がありましたけれども、ここにもありました。その振興課長と村議会の運営委員会の副委員長が説明してくれたわけですが、この副委員長は、まだ40代、歳は若かったわけですけども、彼も静岡県の出身で転入者であると、農業を中心にやっているんだよということがありまして、「おうおう、そういうことかい。」ということで、またこれも一つの驚きでございました。

中川村でもこうした事例を参考に、高齢化や後継者がいない等の問題を抱える農業者の方々と連携して、移住者の方々に一定期間、農業機械等の貸与と営農指導を行って、就農補助金制度を活用して生活支援をするとともに、空き家を含めた転入者専用住宅を整備する等々の転入者促進施策を講じて、これを広くネット等を通じて広告していこうとする意識、意欲があるのかどうか、そういったことを、その切実度というか、取り組み姿勢についてお聞きしたいと思っております。

○村 長 紙を見ないとあれですので、失礼します。

これから上野村の移住・定住策を参考に、やっぱりこれを中川村ではどうするかっていうのを参考にしながら、新規就農の農業者をターゲットにした、もっと移住を積極的に進める、そういう施策を進めることによる移住・定住者促進のこれを柱に据えていったらどうかという意味でのご提案かと思いますが、これについて、私はそのとおりでというふうに思っております。

幾つかご提案をいただいたわけでありまして、感想を申し上げながら——感想といいますか、私も農業には携わっておりますし、営農センターの一応長でもございますので、現状の難しさも含めて、ちょっと述べさせていただきたいんですが、例えばご提案のありました一定期間の農業機械を貸与して営農指導を行ったらどうかということですが、これを村が資産として所有することが非常に難しいと、機械を、ということと、農業経営体ごとに農業機械というのは非常に多種多様でございます。ご承知のとおりトラクターから田植え機、コンバイン、それから果樹作業には必要なスピードスプレーヤーなどでございますので、それと後ろに附属の機械でついていきます耕起機、播種機等、附属機械も非常に高いということで、これを購入して、これを農業者の方に貸与するっていうのはどうなのかなというのは一つあります。また別の方法はあるかもしれません。ただ、高齢化とともに農業をやめる方、買った農機具を持って余している人などは多くいます。それから借入れを貸与する仕組みはつくれるかなと思っております。新聞を見ておられますと、非常に農機具買い入れますという市場が、今非常に人気といいますかでありまして、これが、聞いた話によりまして、長野市のエムウェーブなんかで大きな展示会があるということは聞いておりますし、そこに行って適当なものを買ってくる農業者もかなりいると聞いていますので、もう、そういう中川村の中には資源としてはあるだろうということでもありますので、これは、方法は考えていく必要があると思っております。

それから、農家のもとで一定期間勉強をして、技術習得をして独立する里親制度つ

ていうのは以前から確立しておりますので、こういう方法を継続しながら支援をしてまいりたい、新しく始める皆さんには。農家にも一定の指導料としての収入はありますので、ぜひ、この制度を活用したいと思っております。ただ、営農指導につきましては、これは農家自身と、これこそ農協にやっていただくのがベストだというふうに思います。

それから、就農補助制度についてであります。これは、先ほども申し上げましたが、現在運用しております農業次世代人材投資事業資金、これとJAのインターン制度というのがあります。この2つの制度のどちらかを選択をしていただければいいので、これを活用することで農産物収入が余り上がらない、恐らく数年、果樹類に至っては5年はなかなか上がってまいりませんので、就農後の一定期間の収入は補填されるだろうと、JAインターン制度は3年間でJAと市町村が半分ずつ負担する制度でございます。新規就農を目指す本人次第、一定期間収入を補填していただける制度をぜひ活用していただきたいし、これも宣伝をもっとしなければならぬというふうに思っております。

それから、移住者用の村営住宅を完備したらどうかというご提案でございますが、これは今ある公営住宅、村営住宅を利用していただくか、または空き家を活用してほしいと思っております。空き家活用の支援としましては、補助金額等を引き上げていきますので、昨日のご質問の中で総務課長のほうからお答えをさせていただきました。予算特別委員会のほうで詳細についてはご説明を申し上げたいと思っております。

こんなことをご提案に対しては思っておるところでございますので、まず、これらをしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、問題もあるわけです。非常に思うことは、中川村の圃場っていうのは非常に面積が小さいです。ご承知のとおり、横前ですとか田島の平、あの辺りではそれなりの広さは確保しているわけですけど、そのほかのところではなかなか大きな圃場はない、美里地区に至っては非常に畦畔が大きくて、耕作は非常に大変だという問題もあります。

そこで、反収の高い作物として果樹農業を私は振興したいというふうに思っております。しかしながら、農家の高齢化、後継者不足は、一番果樹産業に影響を及ぼしております。果樹産業の、まずそういうことであります。

それから、村内の樹園地が次々に伐採をされておまして、後継者を確保することが、やはりこれらのことから考えていくと中川村の果樹産業の継続に直結していくだろうというふうに思っております。

研修後の就農圃場の用意も、これも私も施策の中でやりますというふうに言ったわけでありまして、なかなかこれも進まない課題であります。一つこれが課題であると。

それから、もう一つ、果樹産業ではありませんが、有機栽培ということに今非常に若い人たちは関心を持ってきております。そういう意味で、有機、無農薬栽培で野菜づくりをしたい、お米をつくりたいというような方も、若者も多くおります。

一定期間の研修の後、就農する場合には、単独の補助施策も村では用意をしておりますので、これで応援する体制はできておるつもりでございます。

ご指摘のありましたように、今ある制度を充実してもわかっていなくちゃだめだなあと思っておりますので、そういう意味で、広く宣伝をしてまいりたいということも考えております。

○2 番 (飯島 寛) 次に質問したかったこともあわせてご答弁をいただいていたので、蛇足的にはなりますけれども、すべからく、ちょっとこれから申し上げることも含めて、私の意見も述べさせていただきたいと思っております。

では、最後の質問に入りますが、答弁のところと重複しますので、その辺は聞き流していただきたいと思っております。

当然こうしたことをやるには長い時間を要することとは思いますが、先ほど来申し上げておるように、企業誘致はままならず、ベッドタウンにもなりにくい、みんなみんな別段買えるから、便利で、ここへ交通の便ができたからここへ、中川村へ住もうと、風光明媚でとてもいいよということなかなか難しいという、こういう状況の中川村にあっては、先ほど来くどくなりますけれども、通り一遍の人口増加策ではがちが明かないというふうにご理解いただきたいと思っております。

先ほど来話がありましたように、じゃあ農業をやっていったらどの分野をやるのか、今村長の答弁にもありました。それから、住む場所はあるのか、就農の補助金で生活は成り立つのか、そういった等々をセットで、いわゆるトータルコーディネートして世間に広く流していく、これが成功の秘訣ではなかろうかと私は認識しておりますので、前向きなご意見を、答弁をいただきましたので、私の質問は以上にて打ち切らせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。

次に、9番 鈴木絹子議員。

○9 番 (鈴木 絹子) さきの通告に従いまして2つの質問をしていきたいと思っております。

1つ目は「中川村消防団の入団者を増やし、元気に活動するために」。

昨日の一般質問の中で3人の議員が質問して答弁されたところについては、私の思いだけを述べさせていただきます。

消防団は、村に住んでいればほぼ必然的に入団するところというイメージで、移住者には本当にびっくりなことのひとつでした。仕事があるじゃないか、消火活動なんて危険じゃないかというのが初めの印象でしたが、話を聞く中で、地域にはなくてはならない非常に大事な組織だということを理解しました。

縁があって消防委員になって3年目になりますが、出初め式から始まって、春の訓練、大会に向けての訓練、毎月1日と15日の夜の巡回ほか、暑いときにも寒いときにも、早朝にも夜の暗い中でも訓練している姿を見してきました。村の大会、郡の高い、そして長野で行われた全国大会も閲覧する機会をいただけて、一目散に同じ行動をして秒単位での速さと正確さを競うという大会に、ただただすごいなあという感想を持

ちました。と同時に、そこまで必要かなという疑問も実は持っていました。しかし、訓練や大会で力いっぱい頑張っている団員の姿には、本当に頭が下がります。

実際に火災の現場での活動も何度も目にしてきました。くすぶる火元に水をかける作業や、灰色と化した現場で鎮火したように見えても、また炎が立ち上がることもあり、水のうを背負って何度も行き来して放水する作業や、水路から水を引く作業など、現場ごとの違いを協力し合ってきばきと活動する姿には、心からありがとうという気持ちでおいりました。休日の夕方、出勤間際、真夜中の出勤と、ときなしの出勤でしたが、どの現場も大勢の団員が駆けつけての消火活動でした。

ここで質問ですけれども、新年度に向けて団員募集のチラシや自宅に伺っての勧誘などをされているわけですが、今現在、応募は何人でしょうか。

○村 長 今、広報等でもごらんをいただいておりますが、広報に載せて該当する皆さんにお示しをして、それぞれの団で該当になるご家庭を回って団の加入をしておるところでございまして、まだ全て集計というのは、こちらではつかんでおりません。大体終わってきておるかなあというふうには思っておりますけれども。

○9 番 (鈴木 絹子) 人数としては、まだ定かではないということではいいですか。

○村 長 そういうことでございます。

○9 番 (鈴木 絹子) 生活や働き方の多様化、昨日も言われていました価値観の変化など、消防団活動とのバランスのとり方が難しいことも影響しているかと私は思うのですが、入団者がそんなに多くない状況ではないかなというふうに想像しているんですけれども、そのあたりのお考えはどんなものでしょうか。

○村 長 今までの例を見ておきますと、非常に新しい団員を獲得するには毎年苦勞をしておるとい、そういう状況がありますので、ことしも、いわゆる必要な団員を確保するという観点では苦戦が予想されるというか、そういうことでございます。

○9 番 (鈴木 絹子) 強制するものではありませんし、個人の思いや状況もあります。それでも地域つながりや友達つながりなど、やってみようかなと思えるような入団募集を肅々と続けていっていただきたいと思ひます。

消火活動以外でも、台風のときの見回りや行方不明者の搜索や村民の目に触れないさまざまな活動に大勢の団員が参加して村の安全を守ってくれていることには、感謝するばかりです。

ラップ班や救護班の活動もしっかり熱意が伝わってきます。昨年の全身全霊で取り組んだ結果が新人も含めた班員でのラップ吹奏の入賞につながったことは、やっぱり素晴らしいと思ひます。ことしは例年どおりの参加ということなので、ぜひ応援していきたいと思ひます。

昨日の中にも出されていた新聞投稿にあった家族の思いや、実際に中川村の中でも「子どもが2人になったら困る。」「練習回数を減らしてほしい。」という声を団員の家族から聞いたこともあり、消防委員会でも検討する必要があるという意見も出ていました。

また、訓練や大会に家族総出で応援に来ている家庭もあります。

みんなで一緒にやるのが団結力や一体感が高まるものという声もありましたが、さきにも言いましたが、生活のあり方や働き方が多様化している現代では、旧態依然とした活動を進めるには困難さがあるかと思ひます。ぜひ訓練、活動の工夫を進めながら、団員の自信と誇りを高められるようにと考えますが、その点ではいかがでしょうか。

○村 長 訓練の内容につきましては、これは昔とそれほど違いはないだろうというふうには思っております。規律訓練、救護訓練、水防訓練など、必要な訓練は毎年必ず同じようにやっております。これは本当に必要なものだからでございます。

団の規模が小さくなってまいりまして、月2回の各家庭を回る火の元点検などは、昔は各家庭を回っておりましたが、これは廃止をしております。

少しずつ活動を改良してきております。核家族化が進んでおまして、団員の方の妻、奥様たちも仕事を持って、また子育ても一緒に行わなければならない、これが当たり前の時代になっておりますので、こういう時代から見ると、昔とはかなり変わってきているかなあというような気もしておるところであります。休日が勤めという共働きの家庭も増えております。団活動が負担になっているという家庭の比率、これは総体的に増えてきているのではないかと思ひます。これは現実の課題だと思っておりますので、今の団活動についても、消防委員会のほうからは、現状のいろんな声を踏まえて、団のほうにどうだろうかという勧告とは言いませんが、声はかけていくという、そういう必要はあろうかなあ、私はそんなふうな感想を持っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 次の質問ですが、女性消防団員が入団して、保育園や学校に出かけて啓発活動をしたり、他市町村の女性消防団員との交流会に参加したりして活動の場を広がっているところですが、活動内容の明確化が必要ではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○総務課長 まず女性団員の実情であります。平成28年度から入団をしていただいております。現在団員は10名ですが、そのうち9人が役場の職員もしくは地域おこし協力隊の隊員ということでございます。

中川村の場合は、女性団員を募集するに当たりまして、最初から、まず本部班所属として団広報に当たっていただくことを主な任務としまして、式典や訓練の裏方といひますか、お手伝いのお願いをすると、それから、避難所が開設された場合には女性でしか対応できないような活動も生じてくると思われまますので、その際は対応をお願いする、それから現場活動には参加しない、機関、ラップ、救護等の担当には当たらないようにするが、本人の意向があればそれに当たっていただくこともできる等々の約束のもとに入団をしていただいたという経過がありまして、今もその約束に従って募集をしておるために、結果として限定的な入団になっているのかなあというふうには思ひます。

現在、女性消防団員の役割につきましては、全県的に情報交換が進んでおまして、ほかの団では男性団員と一緒にポンプ操法やラップ吹奏、救護訓練などに配属をされて、現場や訓練で活動をされている団もあるやにお聞きをしております。

一般団員が減少傾向をたどる中、中川村消防団としましても、今後は女性団員本人の理解を得る中で活躍の場を広げるべく研究する必要があるのではないかという声も団の中では出ているというふうにお聞きをしております。

村としましては、そういった団の検討の経過と結論を尊重しつつ、側面からサポートしてまいりたいと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) 今お話があったように、役が関係の団員がほとんどであるということですが、村内からの入団を広げられないかと思うのですが、その募集の仕方とか応募の状況がわかたらお知らせください。

○総務課長 女性消防団員の活動の中身といいますか、実情がよく知られていないとちゅうちよされる向きもあろうかなというふうに思いますので、まずは女性消防団員がどのような活動を現在されているのかということをお知らせをしていくことから徐々に広げていくことかなあというふうに思います。

消防団はこれまで長い歴史があるわけですが、これまでもお話がありましたように、入団するのが男性の場合ですと当たり前と思われていた時代は、特に勧誘等もなくとも来られたということがあります。

女性消防団員につきましても、まだまだ浸透するまでには時間がかかろうかなというふうに思いますので、地道に声かけをしながら進めていくしかないのかなあというふうに思っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 雨具の購入は予算化されたということですが、以前から出ていました夏の訓練時のTシャツについてですが、本年度の見通しはどうでしょうか。暑いとはいっても、本番のときは火の熱さに耐えるのだから、暑いのは我慢するべきという声もありましたけれども、近年の夏の暑さは今までにない暑さということで、そんな中での訓練が体調不良を引き起こさないように、暑さ対策の一つとして、ぜひとも計画をされることが望まれると思いますが、どうでしょうか。

○総務課長 まず団員の被服に関してでありますけれども、村消防団として必要な装備であるというふうに考えるとしますと、当然公費で整備をするべきものでありますし、同時に有事の際に着用できる服装であるべきだというふうに考えております。そう考えますと、いわゆる難燃性ですとか肌の露出等の安全性を考えることが必要になりまして、そうなりますと、Tシャツは果たしてそれでよいのかというふうに心配をするところがあります。

訓練時の暑さ対策ということでありまして、実際の火事場はもっと熱いことからというご意見もありますが、消防団員に関しましては、そこまで、命の危険を賭してまで、つまり焼け死ぬような思いをしてまでということまでは、こちらも要請をできるものではないと思いますので、そういったことはご理解をいただいた上でお考えをいただきたいと思いますが、村として購入するのであれば、一般的な規律訓練や簡易な活動の際に着用できるような、いわゆる軽装といったものがいかにだろろうかというふうに思います。

全国的には、これは消防団の話ではありませんが、小学校、保育園等では、もう運

動会を猛暑の時期は避けるようになっておりますし、最近ではオリンピックのマラソンのスタート時間の議論もありました。というようなこともありますので、訓練の時期ですとか時刻、内容については、団において適切にご判断いただけるというふうに思っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 団員の中での意見も聞いて、ぜひ聞いていただきたいと思います。次の質問です。

消防団の活動については、家族や関係者や経験者は身近に見聞きしていると考えますが、実際の訓練や活動について知らないことも多いのではないかと思います。「うちの息子頑張っているな。」「パパ格好いいね。」「隣のお兄ちゃん頑張ってくれているに。」と家族の理解を深めることや村民の宣伝する機会などはどのように設けていますか。

○総務課長 団の関係者以外の皆さんにつきましては、毎月1回や、あるいは火災予防週間中に消防の積載車を巡回させまして広報活動を行っております。そういったことで団の存在ですとか団員の働きをお知らせしているというふうに考えております。

村消防団として行っております訓練、あるいはいわゆる操法、ラップの大会、出初め式などの主立った事業につきましては、都度、広報への記事の掲載ですとか、ケーブルテレビ等で取り上げていただいたり、各新聞社への記事掲載の依頼といった形で広報・宣伝活動を行っているところであります。

また、出初め式には保育園児以下のお子さんたちを対象に子ども消防隊として団員と一緒に分列行進をしていただいたり、操法、ラップの大会では団員のご家族や消防に関心のある方の応援をお願いするなどの広報、宣伝を行っているところであります。

○9 番 (鈴木 絹子) それでは2つ目の質問に移ります。

「人口減少・高齢化の村における地域公共交通の在り方と自治体の役割は」ということで質問していきます。

今は自分で車を運転して出かけている高齢者が「運転できなくなったら外出に困るので何とかしてほしい。」と言われてました。何とかしてほしいということは、車での送迎があるといいなということであり、バスでもワゴン車でも乗用車でもよくなって、出かける保証がされることです。誰でも行きたいときに行きたい場所に移動できる村であるために、今後、公共交通のあり方が問われると考えます。

村のバス路線は、運行経路や時刻など、細やかに連携するように組まれていますが、わかりにくいという声も多いです。この内容について、誰が作成したのでしょうか。

○総務課長 現在の村の巡回バスにつきましては、平成16年度に県の生活交通確保支援事業のモデル市町村の指定を受けまして体系の再整備をしてでき上がったものであります。巡回のコースと時刻表につきましては、この支援事業の中で専門家の派遣をいただきまして、その専門家と村の担当者として実際に村内を走りながら試行錯誤してつくってまいりました。その後、平成25年度に地域公共交通の総合連携計画というものを策定しまして大きな見直しを行ったわけですが、巡回コースと時刻表につきましては、引き続き支援業者と担当者が試行錯誤しながらつくっているということでございます。

○9 番 (鈴木 絹子) 接続や通行経路など、とても工夫されているとは思いますが、何度も聞いて教えてもらっても、おさらいをしないとわからない複雑さがあります。単純な往復ではないところなど、乗ってみないとわからないということも言われています。

26年度の中川村の見直し以降、利用者数は増加しているというふうに案内で書かれていましたけれども、聞く中では、バスの乗車数は減少傾向にあるというものでした。

29年の3月に中川村地域公共交通網形成計画というものが出されまして、これは29年～33年度の5年間の計画の方針ということで紹介してあります。

少し前の高齢者は運転できなかったのでバスに乗ったけれども、今の高齢者は運転免許を持っているので、ぎりぎりまで自分で運転してバスに乗らないこと、また、学生も総数が減っているので乗車数の減少につながっているとも言われています。あわせて、日中も本数が少ないことで、行くところがあってもバスで用事が済むことにはならず、必然的に車に乗れる人は車で動くことになると思いますが、高齢化が進む中で、あと数年～10年、もう少し長いかもしれませんけれども、交通弱者の割合が大きくなり、公共交通の役割は増すと考えますが、どうでしょうか。

○総務課長 高齢化の進展につきましては、おっしゃるとおりかというふうに思います。

今後、昨今話題の自動運転技術が普及、向上するかはわかりませんが、そういうことによって個人の移動の自由は今よりもしかしたら確保できるようになるかもしれませんけれども、公共交通の割合というのは間違いなく増すだろうというふうに思います。ですが、10年以上先の世の中については、正直なところちょっと予測ができないところでございます。

○9 番 (鈴木 絹子) 2013年に施行された交通政策基本法では、第9条に地方公共団体の責務、第11条に国民等の役割が示され、「国民等は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによって、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。」とあります。このことは、人口減少社会を踏まえて、公共交通の運営に国や地方自治体、事業者だけでなく、国民も一定の役割が求められていると言えます。基本理念では、第2条で、1つ、交通の果たす機能として国民の自立した生活の確保、活発な地域間交流、国際交流、物資の円滑な流通、2つ、国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要、第3条では、1つ、少子高齢化の進展等に対応しつつ、豊かな国民生活の実現、国際競争力の強化、地域の活力の向上に寄与、2つ、大規模災害に的確に対応などと記されています。

一つの例として、京都の宇治市では、行政の担当者が何度も住民の説明会を開き、住民要望も受けながら、バス路線の維持には住民の協力や負担が欠かせない点を説明し、地域の課題は住民が積極的に考えていかなければならない空気をつくっていった結果、地域が拠出する金額を自治会費の値上げで負担金として確保がされたといえます。

どちらにしても既存の公共交通を維持していくことが大事で、公共交通の利用率を

向上させることが一番ですが、中川村では、この利用率の向上の取り組みはどのようにしていますか。

○総務課長 利用率の向上につきましては、常に気にしておるといいますか、その結果は頭を悩ませているところでございますけれども、正直なところ、決定打といいますか、大幅に利用が改善できるような妙案はないというのが実情かというふうに思っております。

現状行っておる活動としましては、いわゆるNPOタクシーとのセット割引であります「NAKAMO」というものを導入したり、高齢者の方向けにはいきいきサロンなどでお話をさせていただいておりますし、翌年に高校生になれる中学3年生の保護者の皆様向けにはそれぞれ説明会を開催させていただいております。そのほか、ご要望があればどこにでも出かけております。

また、利用率には直接寄与しないかもしれませんが、免許返納者の方への無料定期券の交付といったこともしております。

最近では、いわゆる飲酒の機会に利用していただきたいというふうな呼びかけもしておりますが、なかなか正直なところ進んでいないというのが実情かと思えます。

○9 番 (鈴木 絹子) いろいろな施策がされていることはわかりました。

将来を見通して、例えばバス路線の廃止や縮小は、地域の不便さが増し、さらに人口が減るという悪循環に陥ってしまいます。大事なことは、地域住民、とりわけ交通弱者、その生活の足を確保することです。高齢者の多くは、娘や息子が来てくれて、そのときに買い物に連れいってもらったり病院に連れていってもらったりしている、それはそれでよくって、大事なことと思えますが、行きたいときに出かけられること、例えば公民館へ出かけたりチャオに買い物に行ったり友人とおしゃべりしたりというようなこと、これらは村づくりや福祉の向上、健康増進にもつながるものと思えますが、どうでしょうか。

○保健福祉課長 昨年の6月でしたか、第4回目の協議体というのを開催しました。地域包括支援センターを中心にですが、その中で、テーマに「買い物に困っているAさんに対してどのような支援ができるか」というような内容でしたが、その中で、店までの移動手段について、巡回バスや一般タクシーは誰でも利用できますが、タクシーは料金が高くて利用が難しい、それから、NPOタクシーや福祉有償運送は、利用登録が必要で路線も限られていて、要介護者や障害者などが利用するには限定される場合もあって使い勝手が悪いなど意見が出されました。

今後、免許返納等で免許を持たない高齢者が増えることも予想されますが、交通の確保は重要です。

それから、介護保険の総合事業の中に訪問型サービスDというのがありまして、これはいわゆる移動支援というものですが、この移動支援は主にボランティアが主体となって外出時に移送前後の補助を行うサービスというものです。具体的には、送迎、買い物、通院、外出時の支援を行います。ただ、利用方法とか利用料金が住民主体による支援のためボランティアが中心ということになっていまして、こうした制度が確保されるよう努めていく必要があると思えます。

それから、介護保険以外の福祉サービスということで福祉タクシー券交付事業というのがありますが、今まで高齢者、それから障害児者で自身、家族による交通手段がない世帯に交付しておりましたが、平成31年度から家族等が仕事などで出かけてしまつて日中ひとり暮らしになってしまう高齢者等にも通院や葬儀など使用目的を限定して初乗り運賃分を交付するよう利用範囲を拡大します。

○9 番 (鈴木 絹子) 最近、免許を返上した方にお会いしました。「やっと決心して車を手放したけれども、こんなに不便だとは思わなかった。」と、「娘が来てくれて「いつでも言ってくれば来るからね。」ということだけれども、だんだんそれも気兼ねになってきている。夜、目が覚めると、そのことばかり考えて寝られなくなる。」ということを見てきました。「自分で動けるので公共交通が使えればという思いはあるけれど、バス停まではちょっと遠いので、タクシーかな。」と、「でも、タクシーやバスの利用の仕方がよくわからない。」ということでした。「役場に相談に行こうかなあつていうふうにも今思っているよ。」というお話でした。でも、その足を確保するにもどうするかというようなことも言って見えました。

高齢になって車の運転はできなくても自立した豊かな生活が確保できるように、バス、「NAKAMO」、福祉タクシー券など、村内には利用できるものがあることはうれしいことですが、高齢者によくわかる案内が必要と考えます。その点ではいかがですか。

○総務課長 前段のご質問にもありましたとおり、巡回バスにつきましては、非常にわかりにくいということは前々からありまして、これ、総務課ばかりではなくて、私が保健福祉課におりましたときにも、ちょっとモデルルートのようなものをつくってお示しをしたり、バスに乗る学習会のようなことをやっていくことが必要ではないかというようなことを議論したこともございます。

先ほども答弁の中で飲酒の機会にということもありましたが、役場の付近で飲酒がある場合にはこのバスでとか、あるいは大草方面の皆さんが夕方片桐方面に行かれるんであればこのバスに何時に乗っていただくと行けますというような、そういったモデルといいますか、わかりやすい事例をお示ししていくことが必要かなあというふうに思います。

また、来年度ですけれども、東西線といわれる片桐の西部地区に行くルートを増便したいというふうに考えておりますが、その中で、ちょっと運転手のやりくりをする都合上、飯島駅方面までもう1便増便ができるかどうかということも今検討をしております、少しでも利便性が高まることの工夫もしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○9 番 (鈴木 絹子) 高齢になると、幾つかのことを言われるとわからなくなるということもあって、やっぱり高齢者は一目瞭然がいいと思ひますので、よろしくお願ひします。

村の公共交通ガイドブックの表紙に「生活を支える公共交通を維持していくために、皆さんの声もお聞きしながら、より使いやすしいものとなるよう、できる限り改善して

いきます。ぜひ、年に一度でも利用していただき、お気づきの点等ありましたら、お聞かせください。」と書いてあります。時刻表だけ見ると、その部分を見逃してしまいそうなんですけれども、今までバスに乗ったことがない人が一年に1回乗ったら、行ったら帰ってくるはずですので一往復することになります。結構大きな乗車数になるのではないかなあと思います。例えば、みんなでバスに乗ろう運動でもしたらいいのかなあなんて思ったりもします。

人口減少は税収の減少でもあり、補助金で公共交通を運営するという枠組みそのものが成立しにくくなります。現在、全国的には乗り合いタクシーの割合が一番多く運行されているといひます。

中川村のどの集落も高齢者だけの2人暮らし、ひとり暮らしの人が増えてきていると思ひます。

方や、いきいきサロンや健康体操など取り組みがされていて、村独自のものも含めて、健康寿命を延ばす取り組み、介護予防事業は他町村の人から評価されています。

今は、先ほど言ひました計画年度の真ん中の年に当たります。現在、年間2,000万円の補助金を出しているということですが、次の計画に際して、公共交通を縮小することなく、元気な高齢者が公共交通を使って外に出かけられるシステムを住民も含めてさらに充実させるような計画を進めていくことが自治体としての大きな役割でないかなあと思うんですけれども、この点についてはどう考えられますでしょうか。

○村 長 公共交通、中川村の巡回バス運行事業でございますが、平成25年に利用者が激減をいたしました。これは、非常についていうか、将来を見越して思い切った手を打たなきゃいけないということで、26、27年と利用者は過去最高といひますか、そういう状態まで行つたわけでありまして、今、毎年減少しております。特に29年度につきましては、高校1年生になった世代が非常に少なかったということもありまして、利用も減っております。こういうことを繰り返しながら、これからの見通しとしては減っていくんだらうというふうに思っております。

巡回バス路線の間を縫うようにして乗り合いタクシーを運行しておるところでありますけれども、これをうまく組み合わせながらやっていくということのスタンスは変わらないわけでありまして、いかんせん公共交通もインフラといひますか、社会資本の一部でありますし、人口減少が、これはとめていかなければいけません、高齢化になるにしたがつて、どうしても対象となる利用者也減っていくんだらうということでありまして、うまく全体の規模を加工しながら、全体をコンパクトにまとめていくということもやっていかなければならないというふうに思ひます。

住みなれた地域で、もちろん健康を維持して、公共交通の助けを借りながら自分で歩いて行って、いろんな方とおしゃべりをしたり用を足して、それでまた帰るといひ、こういうスタイルが亡くなるまで、失礼ながら人生の終わりまでつなげればいひわけでありまして、なかなかこれを保障するのを公費、公共交通体系で全部保障—全部とはいひませんが、保障しろということには非常に無理があるんじゃないかというふうに思っております。これからは、やっぱり人口減と高齢化についていひ、超高

高齢化社会も来ますので、そのときに相互の助け合いっていうことも必要なんですけど、人数が減ってくる中では非常に難しい課題だと思っております。じゃあ自分でできることは何だろかっていうことをやはり考えていかなければいけないというふうに思っておるわけでありまして、公共交通も縮小しながら、例えば住むところも、高齢者のみの世帯で1人2人とぼつんぼつんと点と線をうまくつないでいくっていうことも、今まではよかったですけれども、これからずっと先まではできるだろうかと、もしかしたら、踏み込んだ言い方をすれば、もう少しコンパクトな意味で利便性のあるような暮らし方もできないだろうとか、そうすることによって公共交通ももう少しコンパクトに維持できますので、そんなこともあわせてこれからは考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っておるところであります。

当面——当面といいますか、公共交通につきましては、そういうことをしながら、考えながら維持はしていく、これが使命だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○9 番 (鈴木 絹子) では、質問をこれで終わります。

○議長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時30分といたします。

[午前10時11分 休憩]

[午前10時30分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告書により通告いたしました2つの質問をいたしたいと思ひます。

なお、昨日の6番議員の一般質問と重複をする部分が多いと思ひます。よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

まず「村長公約の農業振興について」でございますけれども、村長から公約を実現するための村政運営の基本方針の説明がありました。その中で、農産物販売、観光農業、6次産業化に向けて地域おこし協力隊を増員する方針が示されております。これは、中川村の産業の活性化に大変重要だと私も考えておりますけれども、一つお隣の下伊那郡の豊丘村では、31年度、本年度より新規事業として移住、定住を目的に就農希望者を地域おこし協力隊員として採用する方針のようであります。昨年、総務経済委員会視察をさせていただきました奈良県曽爾村でも同様な取り組みがされておまして、現在、総勢15名の協力隊員のうち5名が営農に従事しており、定住、就農で成果を上げていること、また、新規就農者、農業後継者だけでなく、地域おこし事業を推進できる人材確保のため地域おこし協力隊の大量定着活動を積極的に進めており、説明会には50名ほどの参加者があるとのことを委員会として村長また村の関係者の皆様方には報告をさせていただいたところであります。このことは、現在の村の大きな課題である農業の担い手対策、人口減少の是正上、若干なりとも有効と考えており

ます。

営農支援、農業従事者としての協力隊員について、担い手、法人との相談、連携が必要だとは思いますが、中川村としても積極的に取り組む必要があると考えます。村長のお考えをお聞きいたします。

○振興課長 私のほうから答弁をさせていただきます。

現在、お2人の地域おこし協力隊が中川村に住所を移しまして活動を行っております。

また、3人の協力隊経験者の方も村のほうに移住をしまして、農業、林業などを営んでおります。

地域おこし協力隊は、地域活性化、人口減少の是正には大いに役に立つというふうに考えております。

現在も地域や産業の担い手としてなり得る人材を農業振興といたたくりとしまして募集を行っております。さらに隊員の増加を図りたいというふうに考えております。

地域おこし協力隊を雇用するには、住宅の確保や活動中の相談、活動終了後の移住、定住、企業、生活など、こういった支援も必要になってきます。

農業振興、これは新規就農、また後継者も含まれますけれども、この地域おこし協力隊につきましては、交流センターへ配属をしまして、3年後の就農を目指す者、法人等へのオペレーターへ進む者、交流センターで引き続き活動を担う者など、3年間の活動の中で自分に合ったスタイルを見つけていただきながら地域で活躍をしていただければというふうに現時点では考えております。

最近、募集をするも応募が低調といったことがございますので、応募が増えますように、相談会への参加や先進的な町村等の取り組みなどを参考にしながら応募が増えるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、振興課長のほうからご返答があったわけでありまして、いづれにいたしましても、協力隊員、非常にこれからも村の活性化のために必要な人材だというふうに考えております。

特に、今お話を聞いてみますと、中川村での今募集をしている中では、ちょっと低調だというお話がありました。ぜひ、これを積極的に前向きに、曾爾村とは言いませんけれども、多くの方々が来るような、やはり方策、アイデアを出しながら募集をかけていただきたいなあというふうに思っておりますし、また、今お話あったとおり、私は、やっぱり法人等の作業員の課題も出ておりますので、そんな部分でも、やはり分野別っていいですか、もう最初から、そういった分野、いわゆる仕事の内容を提示する中で募集をかけたらなということもつけ加えて検討いただければということ、これを要望とさせていただきたいというふうに思っております。

そんな中で、次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、続いて、同じく村長が地区集落営農組合等での利用集積を進めるとともに、農地中間管理事業制度を有効に活用し農地集積を図るというお話をされておりますが、中川村は、小規模農地が多いのが課題であります。これは先ほどの前の答弁でも村長からもお話が

あったとおりであります。

国は、未整備の小規模農地を担い手に集約することを目的として農家の自己負担分を助成する農地整備集約協力金を創設し、未整備の小規模農地を整備し、担い手の規模拡大と耕作放棄地発生防止につなげるとしています。この対象事業は都道府県への事業であり、幾つかの交付要件を満たさないといけないということもありまして、なかなか使い勝手が悪い事業かなあというふうに私は感じておりますけれども、ただ、国も担い手に貸し出すためには、やはり小さな農地の整備が必要ということをお認めおるということを感じた次第でございます。

そのような中で、中川村として次のようなことが検討できないかをお伺いしたいと思います。もし、そういったことが既に存在していれば申しわけないわけでありまして、それは、水田、特に、中川村でも水稲と、それから果樹が中心の基幹農業でありますけれども、その中での水田を担い手や法人に貸し出す場合に、機械作業の効率化を図りながら借りてもらいやすくする、こんなことが必要になってくるかなあというように感じておるわけでありまして、土地所有者同士の話し合いや農業委員会または土地改等との連携が必要になってくるのかもしれないけれども、2枚の水田のあぜを取り払うことによって1枚に整備し直す、こんなことをしながら、できるだけ規模を大きくした圃場に整備し直すというような整備費につきまして村独自としての助成が検討できないか、こんなことをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○振興課長

みずから耕作が不可能になりました農地は、担い手への農地集積化を図りまして生産コストを軽減する必要があるというふうには思います。

中川村につきましては、担い手への集積は進みつつありますけれども、担い手の圃場が分散、錯綜しておりまして作業効率が悪いといったような状況でございます。

さらに、担い手の方々に集約ということは必要というふうに考えております。

農業委員、農地利用最適化推進委員や農地相談員をまじえて地区集落営農組合等で話し合いを重ねまして、中間管理機構を介した貸借を主体に農地集積を進める必要があるというふうに思っております。

また、ご案内をいただいたとおり、農地中間管理機構を活用すれば、農地耕作条件改善事業によります畦畔の除去ですとか暗渠配水、土層の改良など、きめ細やかな女権整備もできるようになってきたところでもあります。

このほか、村のほうでは、独自に農業再生支援事業としまして荒廃農地を借り受けまして耕作をするといった場合の条件整備につきまして支援を行っているところであります。

ただ、今いただいたような2枚を1枚にするというものについては、該当になるかどうかというのは、まだ確定をしていないところであります。

このような支援策は幾つかありますけれども、全ての農地を活用するというのは、現実的には無理かなあというふうに思っております。

話し合いの中で、担い手農家への集積、集約する農地、保全をしていく農地など、

区分けをするような必要があろうかと思っております。

ただ、担い手の方が農地集積を行いまして長きにわたって活用するといった意向がありながらも条件の悪い農地については、先ほどの中間管理機構の事業などの活用も検討していきたいと考えております。

新たな村の助成につきましては、既存の国、村の補助事業の活用を基本というふうに考えておりますが、その効果を見定めまして、必要に応じて検討するというふうに考えております。

○1 番

(片桐 邦俊) 今、ご回答いただいたわけでございますけれども、今、現状の段階の中では、こういった事業はなかなかないというようなことかなあというふうに思っておりますが、実は、この話につきましては、過日、私も出たわけでありまして、各地域で土手焼き等が進んでおるわけでありまして、実は天竜川沿岸の条件のいいような田んぼでももう既に貸し出したいというような方々がいらっしゃる、そんな中では、もっと大きくしたらどうだというような、面積を大きくして効率化を図る中で借りてもらったらどうだというようなご意見が生産者の中から出ておるのも事実であります。こんなことも踏まえて、ぜひ、ちょっとこの助成につきましては前向きにご検討いただけたらなあというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きましてお願いをしたいと思っておりますけれども、仮称であります交流センター構想につきましては、私も大いに賛同をいたすわけでございます。31年度予算の中には新規で農業観光交流事業に予算組されておりますけれども、交流センターそのものは何年後の設立かと通告書にはかきましたけれども、村としても早期につくりたいという考えでいらっしゃるかというふうに考えておりますが、実際にはいつ設立を予定されておるかお伺いをしたいというふうに思います。

○振興課長

農家民泊ですとか農産物の販売PR、ふるさと納税の返礼品、また就農、ファームサポート、新規就農者の確保、育成など、交流センターが担うべき業務の一部につきましては、振興課を中心に営農センターのほうで取り扱ってきました。

次年度につきましては、予算項目も農業観光交流事業として必要な事業をまとめてきた所でございます。

また、これらを担うべく、地域おこし協力隊や設立に向けてご指導いただきます集落支援の雇用も予定をしております。

次年度につきましては、準備室的なスタートをしたいというふうに考えております。

設立の時期につきましては、できるだけ早い時期を考えておりますが、組織形態や役職員の体制ですとか予算、また拠点となる場所など、検討すべき事項が多いというふうに考えております。新年度、スタッフの体制を整えながら早々に検討を進めますが、組織の設立の時期は関係なく、できる取り組みからスタートをしていくという形で進めてきたいと思っております。

また、あわせまして、先ほども申しましたとおり、地域おこし協力隊の増員も図っていききたいというふうに考えております。

構成団体につきましては、村を主体に関係団体や事業者、農業者等に呼びかけていく予定でございますけれども、具体的にはこれからということで、設立準備の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話あったとおり、交流センターという仮称ではあるようでありますけれども、交流センターにつきましては、今現状の振興課でやっておることを、現段階では踏襲しながら徐々に交流センター化組織としていくというようなお話だったかというふうに考えておりますけれども、できれば、やはり交流センターという部分を、どこかではやっぱり早目に設立をして、その中で計画に基づいた事業を推進していくということが必要だろうというふうに思っております。そうしないと、やっぱり村民に十分理解がされないだろうと、やっぱり理解をしていただくには、交流センターというものをやはり明確化させながら、こういう仕事をやっていくんだということをしてできるだけ周知をしていくことが私は大事じゃないかなと、大切ではないかなというふうに思っておりますので、そんなことで、徐々に進めて行かれることは十分いいと思っておりますけれども、しかしながら、設立するセンターというものをきちっと明確化したものは、村民にやはり紹介を早々にしていっていただきたいなあというのが私の考えてでございますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思っております。

また、先ほど、関係団体っていいですか、それに取組む組織、団体のお話がありました。

昨日、6番議員からも上野村では一般社団法人の設立をしているという報告がありましたし、また曾爾村でも一般社団法人曾爾村農林業公社が農業振興、農産物のブランド化、観光、6次産業化等、地域振興を担うために設立をされております。

昨日、村からも、将来的には交流センターについても、的なものについても一般社団法人の設立が望ましいという説明があったというふうに考えておりますけれども、そんなことの中では、やはり一般社団法人化する中では、各、上野村も曾爾村もそうであると思っておりますけれども、村の主たる組織、団体を巻き込んだ中で総合的に進んで行くということが必要かというふうに思っておりますので、こんな部分も、ぜひ交流センター、仮称の交流センターのときから協力組織という形の中で声をかけながら徐々に進めていってほしいなということを申し上げておきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして2番目の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

「J A上伊那組織・施設再編案について」であります。

このことにつきましては、実は本日の信濃毎日新聞にもきのうの中川村の一般質問が取り上げられておりました。大きく取り上げられておまして、住民の皆さん方もかなりしっかり見られたのかなあというふうに思っております。また、それには村長のコメントという形も載っておったわけでありまして、このJ A上伊那組織・施設再編案につきましてお伺いをさせていただきたいというふうに考えております。

村長は基本方針説明の中で、営農センターの長として営農センターを中心に地区営

農組合やJ A等の農業生産者を代表する団体、農業組合法人みなかたや農業経営者会議などの専業農家等と振興施策等の方向性を同じにしていけることが必要と思っておりますという説明がありました。

村の農業振興で同じ方向で連携をとるべきJ A上伊那が先ごろを開催いたしました組合員懇談会におきまして、J A事業改革の一環としての大幅な組織、施設の再編案が示されたわけでありまして、これに対して組合員からは多くの反対意見や懸念の声が出されております。これはやはり、いわゆる距離が、関係が遠くなってしまいうということもあると思えますし、そんなことが懸念されておる一番の要因かというように思っておりますけれども、12月の定例会議の折に8番議員から一般質問がありまして、J A組織改革の情報がそのときにあったわけでありまして、その折の村長のご回答は、個人としての感想、または組合員としての立場の回答ということであったわけでありまして、その折に村とJ Aとの懇談会があるということをお伺いしました。昨日の説明では、2月の6日の日にJ A上伊那役職員と村との懇談会があり、新たなJ A構想の計画案に対する説明、それに対する質疑のみで、協議する会ではなかったというお話があったわけでありまして、

再度ここでJ A事業計画案について説明を受けた段階での村長の意見をお伺いさせていただきますというふうに思います。

○村 長 6番議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、J A上伊那の長期構想の3カ年計画書2019年～2012年案について2月6日に説明がありました。

改めて、この長期構想の背景について申し上げますと、まずこのようなこととなるのかなあということであるので、ちょっとお聞きをいただきたいと思っております。

2016年～2018年の前の3カ年計画期間、国際貿易交渉の進展や規制改革推進会議等により農協法改正に伴う農業・農協改革など、グローバル化や市場原理主義の波にさらされてきた。さまざまな圧力の強まる中で、協同組合組織の原点に立ち返るとともに、自己改革による事業、活動を行うことが責務である。長期の見通しが立てにくい今、将来にわたり地域農業と食を守るため、組合員と共有し実行できる長期構想を立て、J A上伊那ビジョンを実現するとして、10年後の上伊那人口の予測とJ A上伊那生産組合員の予想、販売高の落ち込み、信用事業・共済事業収益の低下に伴う収益構造の悪化、そして農協法改正に伴い公認会計士監査が実施され、部署ごとの収支均衡、つまり健全経営であります。が求められるとの情勢分析があったわけでありまして、

2月6日の質疑を通して理解したことを申し上げます。

J Aとしては、販売部門が弱く、営農指導事業に係る6億円の経費に手数料収入が足りない。赤字を何とか信用部門で補填をしているけれども、このまま何もしないですと2021年には赤字に転落する。公認会計士を入れ監査を行えば、不採算部門の指摘と経営合理化すべしとの指摘は免れない。法人監査の指摘の前に販売部門の統合、利益の少ない支所の信用・共済部門の合理化等で新しい姿に変えて生き残りをかける。という内容だったかと思っております。

所感を申し上げます。

最初に長々情勢分析で述べました協同組合組織の原点に立ち返ることが営農経済部門の3拠点集約であり、中川村の農業の主力である果実類の42km先への運搬、共同選果であるとしたら、上伊那の端っこにあります中川村、採算ベースに乗ることのない中川の農協の組合員は、この際、多少の不便さは我慢してもらい、中心部の農協組合員の利益を優先することがJA上伊那全体の生き残りにつながるのとれかねないというふうな感想を持ったところでもあります。

○1 番 (片桐 邦俊) 村長から所感をいただきました。まさにそのとおりで思っておりまして、私も協同組合関係のグループにおったわけでありまして、やっぱ協同組合に原点って何かというふうな今考えますと、やはり身近に、組合員の身近にというのが、やはり一番の組合員、農協、JAの原点ではないのかなというように感じております。ただ、JAの今の現状の経営環境の悪化というの理解をできる部分がありますけれども、やはり、そんな部分では、私の考えとすれば、一律にJA上伊那全体、各支所間、各地域間、一律に同様な集約、そういった組織再編が必要なのかどうかと、こんな部分も、やはりこれからはJAに対しても考えていただかなくてはならないところではないかなというように感じると次第でございます。

そんな中で、今回のJA上伊那の事業計画の中で本当に私が心配しておりますのは、営農指導を含め、資材店舗集約に伴う中川資材店舗の閉鎖と、農機については伊那、駒ヶ根にセンター、宮田一工場制に移行しまして、農機の南部工場を閉鎖することです。このことは、特に小規模農家、兼業農家にとって影響が出てくること村長も心配しておられるようですし、営農維持が難しくなる農家も出てくることも考えられ、村としても農業振興上大きな問題ではないかというように考えております。例えば、今村長も果樹の選果場の集約のお話が若干あったわけでありまして、営農・就農体制の中では、果樹選果場が箕輪へ集約をされることとしてあります。JA営農技術員が実は販売担当も選果場の運営も担当を兼ねておるわけでありまして、果実の出荷期間中の技術員の配置によっては、中川村の組合員にとって、いわゆる緊急な営農指導、現地指導を受けたいというときにも、なかなか遠距離のため急な対応ができないという心配も実はあるわけでありまして、こんなことも考えられますし、また、今回の資材店舗あるいは農機センターの集約についていいですか、そういうことによりまして、やはり中川村の農家組合員にとっては不便さを感じる部分が多いのかなというように感じをしております。

また、それも含めて、営農センター業務も、村の営農センター業務につきましても、定例会議等は月に1度ということで余り影響がないという、きのう村長のお話もあつたわけでありまして、やはり日常業務の中での早期連携という部分の中では問題が残るといえるように考えられます。

村としてもJA上伊那に対して組合員のサービス低下につながらないように再考を求める何らかのアクションが必要ではないかというように考えております。

実は、JA上伊那として、今回懇談会の状況を踏まえまして、3月の14日と3月の18日の2日間、中川村でJA上伊那の常勤の営農経済担当常務、それから総務企画部

長、営農経済部長出席のもと、再度、組合懇談会が開催をされるという状況のようでもあります。こんなことも踏まえて、村長の、もしできましたら、JAに対しまして何らかのアクションという意味でのお考えがありましたらお伺いをさせていただきたいと存じます。

○村 長 もう一つ、先ほどの質問で肝心なことを言い忘れましたので、農協法の改正により、農協としても、私が聞いておりますのは、預貯金200億円を超える農協または200億円以上の負債を抱える農協については公認会計士等の法人の監査が義務づけられると、こういう点では非常に大変な状況にあるということも十分理解はしたいと思っております。

さて、今のご質問でありますけれども、長期構想に従って営農指導体制を3つの拠点に集約した場合、やっぱりいろいろ考えても、一番端っこにあります中川村の農家は最も影響を受けるのではないかとことを思います。これは、昨日のご質問にも距離まで挙げて細かく出しました。これは私自身も農家であるという前提で申し上げたところでございます。

計画を承認して実施するも、反対して撤回させるも、やはりこれは構成員たる農協組合員の総意で決定されることだろうということで、行政の長が経済団体の内部のことに意見するってことはどうかなあとは思っています。けれども、長期構想が実施されますと、農業を基礎的な産業としている中川村の行く末には影響は非常に大きいわけですね。と私は思っております。若手の専業農家ですとか中堅の農家、それから大きな農業法人等は、資材の購入も自分で調達する、そういうことが多いと思います。けれども、中川村の場合、75歳を過ぎた家族型農業の生産が非常にその額の大きいところを占めているというふうな思っておりますので、この皆さんの農業の継続に非常に影響が大きい、仮に計画にあるようなことが実施されますと、あそこのチャオの周り、現農協の店舗、ちょっと想像しただけで、ごっそり行ってしまうと、またまたにぎわうための集まってくる、買い物を含めてですけど、人たちが減ってしまうということで、あそこの部分がなくなることが、やはりチャオにしても、全体の人の集まり、購買力といいますか、そういうことに非常に影響してくるだろうということも思っております。したがって、それを踏まえまして、昨日から村の議会、議員さん方も多く質問をいただいておりますけれども、村議会とも相談をしてではありますけれども、長期構想の変更ですとか、あるいは実施時期の延期等、要請を起こしていく必要があるなというふうな思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 心強い回答だったというように考えております。

ぜひ、なかなか村長という立場では大きなアクションは起こせないかというように思っておりますけれども、ぜひまた、先ほど申したとおり3月14日18日の両日、再度懇談会が開かれるということでございます。もし万が一、村長も都合がつけば、今回の懇談会にどちらか出席いただきまして、多くの住民、組合員の声を再度お聞きいただきたいなあというように申し上げまして、若干後の時間の都合等もあるようでございますので、以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

- 議長 | これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。  
以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これで散会とします。  
お疲れさまでございました。
- 事務局長 | ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)  
[午前11時02分 散会]